

# 第2期知多市子ども・子育て支援事業計画

いきいき ちたっ子プラン

令和2年度～令和6年度

地域ぐるみで支えあい

すべての親と子が 自分らしく育つまち



令和2年3月

知 多 市



## ごあいさつ

我が国においては、少子高齢化、女性の社会進出に伴う待機児童の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による不安や困難を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。

そのような中、本市においても、平成26年4月に知多市子ども条例を施行し、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進してきました。

本計画は、今年度末に終期を迎える「第1期知多市子ども・子育て支援事業計画」の趣旨を継承しつつ、子ども条例、子育てに関する市民アンケート調査結果、社会情勢の変化などを踏まえて、基本目標と具体的な取組を示しています。

今後、基本理念である『地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち』の実現に向け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子育て家庭、子育て支援団体、地域、企業、行政などがそれぞれの役割と責任を担うとともに、連携・協働を図り、子育て支援施策を効果的に実施してまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、保健福祉審議会、子ども・子育て会議を始め、アンケート調査などにより貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

知多市長 宮 島 壽 男

## ◇ 目 次 ◇

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置付けと期間 .....	2
3 計画の策定経過 .....	3
4 子ども・子育て支援制度の概要 .....	4
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b>	<b>5</b>
1 基本理念 .....	5
2 子ども・子育ての現状 .....	7
3 子ども・子育ての課題 .....	9
4 計画の目標と施策 .....	10
<b>第3章 基本目標の取組</b>	<b>13</b>
I 子どもの権利を大切にす切れ目のない子育て支援 .....	13
II 子どもがいきいきと育つ地域の子育て支援 .....	16
III 関係機関・専門職が連携した個別ニーズへの対応 .....	21
IV 子どもが健やかに育つ教育・保育の質的向上 .....	26
V 育児と仕事を両立し社会参画できる環境づくり .....	29
<b>第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の 量の見込みと確保方策</b>	<b>32</b>
1 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定 .....	32
2 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	32
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	35
<b>第5章 計画の進行管理</b>	<b>40</b>
参考資料 .....	41

---

# 第 1 章 計画の概要

---

## 1 計画策定の背景

- ◆ 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法<sup>※</sup>」が成立し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に「子ども・子育て支援新制度」が創設され、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。
- ◆ 平成25年6月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しました。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、貧困対策を総合的に推進することを目的としており、一部改正により、市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務が課せられました。
- ◆ 平成29年3月に「母子保健法」の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター事業<sup>※</sup>」が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。
- ◆ 平成31年3月の児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定され、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見等の抜本的な強化を図るための対策が掲げられました。
- ◆ 知多市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「次世代育成支援(前期)行動計画」を、平成22年3月に「次世代育成支援(後期)行動計画」を策定し、母子の健康や次世代を担う子どもの育成を支援するために様々な事業を展開してきました。
- ◆ 平成26年4月から「知多市子ども条例」を施行し、子どもの権利を保障し、地域全体で子どもにやさしいまちづくりを進めています。
- ◆ 「次世代育成支援行動計画」を継承・発展させた「知多市子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度が最終年度となるため、当該計画を第1期とし、第2期計画として本計画を策定するものです。

※ 右肩に<sup>※</sup>が付いた用語は、「参考資料」の部に説明を記載しています。

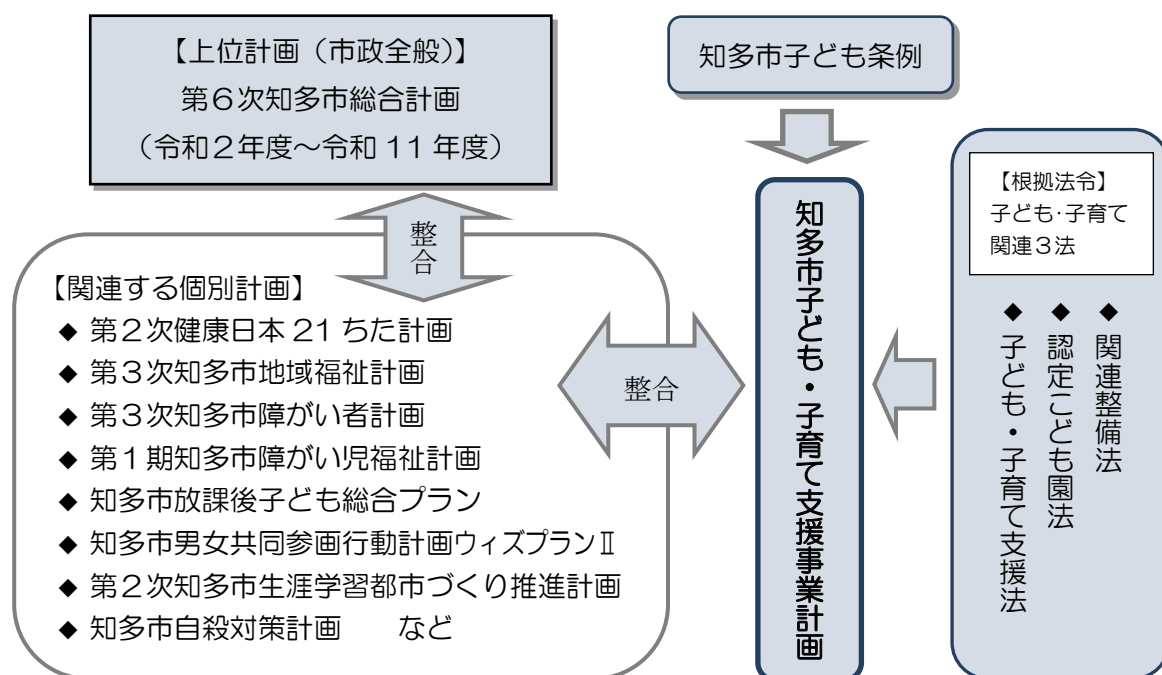
## 2 計画の位置付けと期間

◆ 本計画は、「知多市子ども条例」に基づき、子どもの権利が尊重され、自らの思いや考え、目指すべき方向についての意見をしっかりと持ち、自らの夢に向かって健やかに育つために、地域社会が一体となって子ども・子育て支援事業を推進することを「知多市の取組」として位置付けます。

◆ 本計画の上位計画である「第6次知多市総合計画」の子ども・若者分野では、「豊かな自然環境の中で子どもが元気に育ち、若者が地域の様々な人との関わりの中で地域愛を深め、心豊かに育つよう、地域全体で子どもや若者の成長を支え、夢や希望に向かってチャレンジできる環境を整えます。」としています。

◆ 本計画は、「第6次知多市総合計画」のほか、「第2次健康日本21ちた計画」や「第3次知多市地域福祉計画」などとの整合性を図り、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」として位置付けます。

また、本計画の母子保健に関する事項を「母子保健計画」として、貧困対策に関する事項を、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」として位置付けます。



◆ 本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成22年度～26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)	第1期子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画

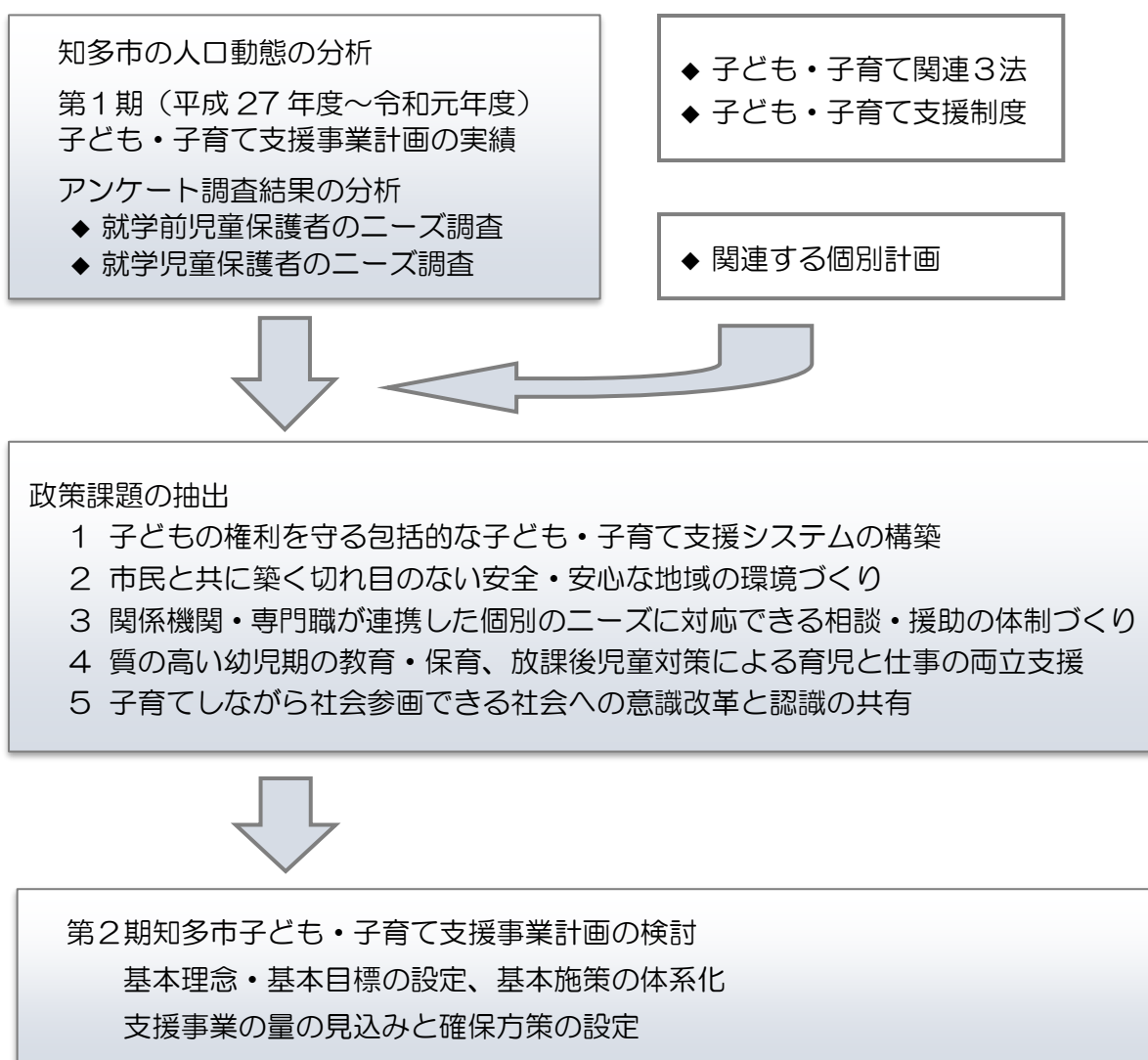
### 3 計画の策定経過

◆ 本計画を策定するための基礎資料を得るため、平成30年度に「子ども子育て支援に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

調査対象は、就学前児童（0～6歳）の保護者、就学児童（7～12歳）の保護者とし、保育園・幼稚園全園児、小学校全児童の保護者、親子ひろば参加者、保健センターでの健診受診者等に依頼しました。インターネット経由でパソコン、スマートフォンによる回答を基本とし、就学前児童世帯551件、就学児童世帯709件、計1,260件の有効回答を得ました。

◆ 人口動態など社会情勢の変化、国の動向、第1期計画の実績、アンケート調査の結果を踏まえ、本市の地域特性を分析して、令和2年度から令和6年度までの今後5年間に重点的に実施する政策課題を抽出しました。

#### 計画策定の流れ図



## 4 子ども・子育て支援制度の概要

◆ 子ども・子育て関連3法において、次の項目を重点施策としています。

(1) 認定こども園<sup>\*</sup>、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）

待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

(2) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的な位置付けを持つ単一の施設とします。

(3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて実施していきます。

◆ 制度において提供されるサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

### 子ども・子育て支援給付

(1) 子どものための教育・保育給付

◆ 施設型給付 認定こども園、幼稚園、保育所

◆ 地域型保育給付 家庭的保育<sup>\*</sup>、小規模保育<sup>\*</sup>、居宅訪問型保育<sup>\*</sup>、事業所内保育<sup>\*</sup>

(2) 子育てのための施設等利用給付 新制度未移行の幼稚園ほか

(3) 子どものための現金給付 児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業<sup>\*</sup>

(2) 地域子育て支援拠点事業<sup>\*</sup>

(3) 妊婦健康診査事業<sup>\*</sup>

(4) 乳児家庭全戸訪問事業<sup>\*</sup>

(5) 養育支援訪問事業<sup>\*</sup>

(6) 子育て短期支援事業<sup>\*</sup>（ショートステイ事業）

(7) 子育て援助活動支援事業<sup>\*</sup>（ファミリー・サポート・センター事業）

(8) 一時預かり事業<sup>\*</sup>

(9) 延長保育事業<sup>\*</sup>

(10) 病児保育事業<sup>\*</sup>

(11) 放課後児童健全育成事業<sup>\*</sup>（放課後児童クラブ）

(12) 実費徴収に係る補足給付事業<sup>\*</sup>

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



---

## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 1 基本理念

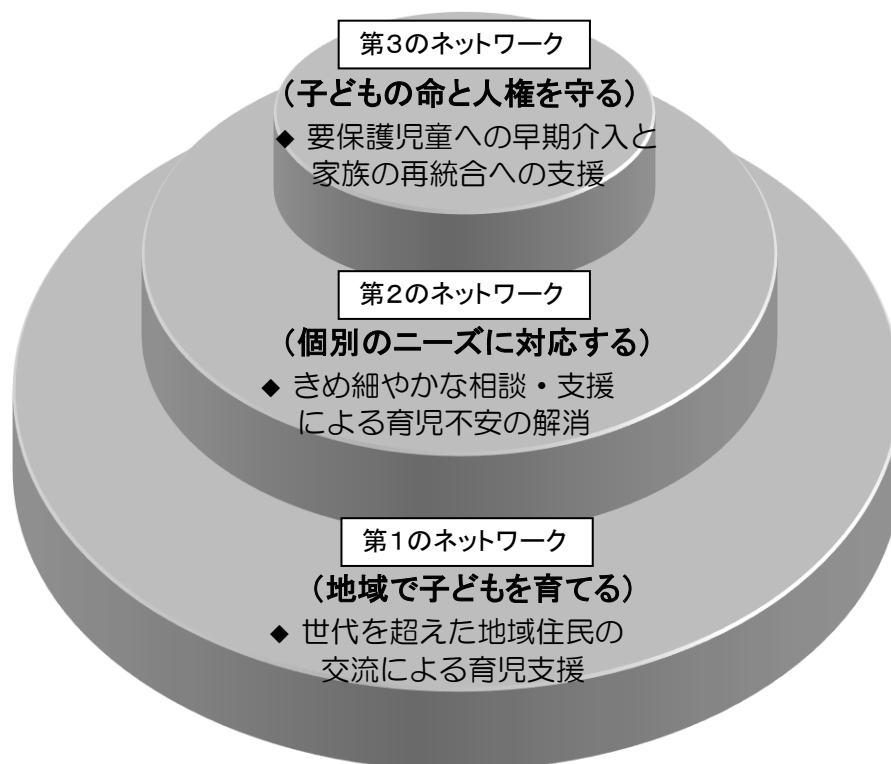
- ◆ 子どもは私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の知多市を担う大きな財産です。子どもが、地域の様々な人との関わりの中で、心身ともに健やかに育っていける環境づくりを進めます。
- ◆ 「知多市子ども条例」の理念を子育て支援活動や施策に反映し、子どもの成長に沿った必要な支援や情報を切れ目なくつなげていきます。
- ◆ 子どもの成長過程での多様な個別ニーズに柔軟に対応し、育児不安を軽減できるよう、利用者の視点に立った包括的な相談・支援の体制づくりを進めます。
- ◆ 子育て中の親子が仲間とともに成長し、家庭における子育て力が向上するよう、地域の中で子育て中の親子を支える仕組みづくりを進めます。
- ◆ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通して、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感\*が育まれることで、親も子も自らが成長しようとする主体性を大切にします。

そうした願いを込めて、基本理念を次のように定めます。

**地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち**

- ◆ 基本理念の実現に向けて、知多市次世代育成支援行動計画や第1期知多市子ども・子育て支援事業計画で進めてきた「3層の子育てネットワーク」を継承し、本計画推進のための体制づくりに取り組みます。

## 3層の子育てネットワーク概念図



- ◆ 第1のネットワークは、「地域で子どもを育てる」です。  
子どもの豊かな人間性を育むため、地域全体で子ども・子育てを支援していくことが必要です。地域に広がる様々な市民主体の活動を効果的につなぎ、世代を超えた地域住民の交流・協力による、育児支援や親子の仲間づくりの活動を活性化します。
- ◆ 第2のネットワークは、「個別のニーズに対応する」です。  
一人ひとりの子どもの自己肯定感が育まれるよう、家庭や地域の子育て力を高めることが必要です。児童虐待の予防的活動も含め保育士・保健師・家庭児童相談員等の専門職員が地域の子育て活動の場に出向き、きめ細やかな相談・支援を行い、育児不安の解消を図ります。
- ◆ 第3のネットワークは、「子どもの命と人権を守る」です。  
虐待は、子どもの将来にわたって、心身に大きな影響をもたらすものであり、児童虐待による死亡事件の大半を乳幼児が占めています。要保護児童への早期介入と家族の再統合への支援を進めるとともに、社会的養護が必要な場合は、「要保護児童対策地域協議会※」が中心となり、福祉、保健、医療、教育などの関連機関が連携し、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◆ 各ネットワークを強化し、3層のネットワークが切れ目なく、重層的につながっていく体制づくりを進めていきます。

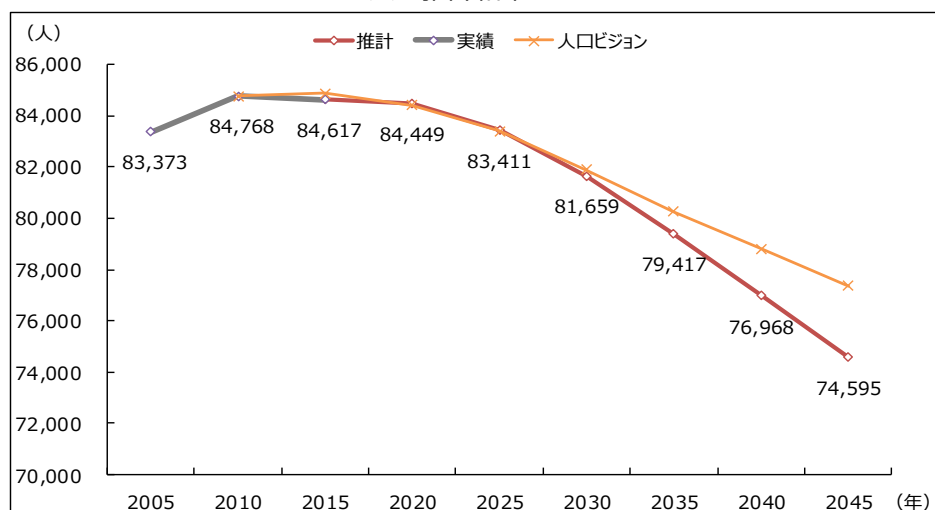
## 2 子ども・子育ての現状

### (1) 人口の推計

本市の人口は、市制施行した昭和 45（1970）年以降、市の発展に伴い増加してきましたが、平成 22（2010）年の国勢調査をピークに減少に転じました。平成 27（2015）年から現在までの人口動態を踏まえ推計を行うと、令和 22（2040）年までの 20 年間に約 1 割減少し、約 77,000 人となる見込みです。

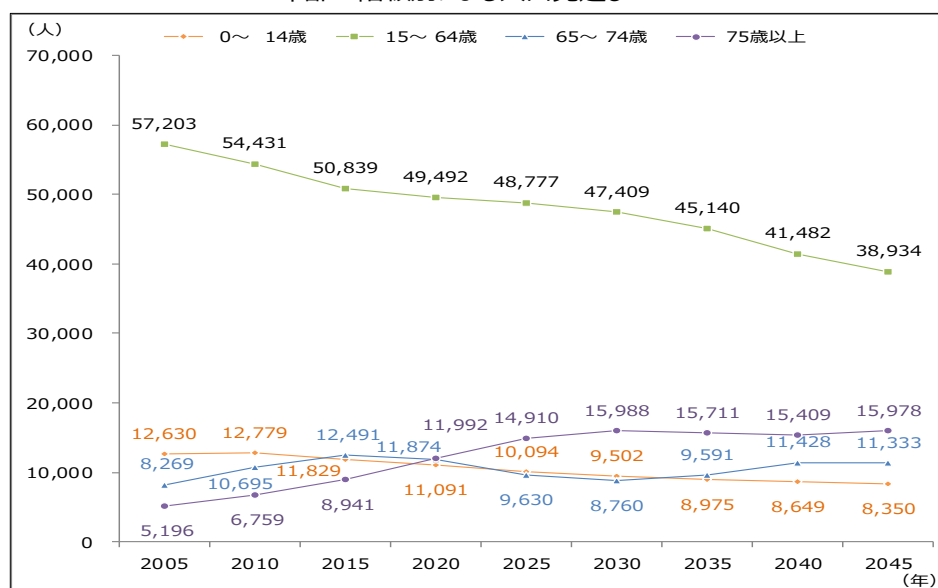
0～14 歳の人口は、令和 22（2040）年までの 20 年間に約 2 割以上減少し、約 8,600 人となる見込みです。15～64 歳の生産年齢人口の減少は特に大きく、市民の 3 人に 1 人が 65 歳以上の老年人口となる見込みです。

人口推計結果



※平成27(2015)年までは国勢調査に基づく実績値（年齢不詳を含まない。）

年齢4階級別による人口見通し



※平成27(2015)年までは国勢調査に基づく実績値（年齢不詳を含まない。）

※各年齢区分の推計値は、1の位の末尾を四捨五入しているため、合計値と異なる場合がある。

## (2) 子どもがいる世帯数と世帯構造

本市の世帯数が全体として増加傾向にある中、子どものいる世帯数は減少していきませんが、ひとり親世帯はやや増加傾向にあります。子どものいる世帯の構造を見ると、核家族世帯（両親と子どもの世帯、ひとり親と子どもの世帯）が大多数を占めています。

子育て世帯の大多数が核家族世帯となることにより、自身の子どもを持つまで、子育てをしたことのない親が増えています。本市が実施したアンケートからも、「子どものしつけや接し方が分からない」という子育ての悩みを抱える保護者が多く存在し、家庭における子育て力が低下していることがうかがえます。

## (3) 子ども・子育て支援の取組

- ◆ 本市では、平成 26 年 4 月に「知多市子ども条例」を施行しました。
- ◆ 市内 5 つの中学校区ごとに、乳幼児期の子を持つ親が気軽に集い、交流や情報交換することができる「親子ひろば<sup>※</sup>」を開催しています。
- ◆ 市内には、各地区コミュニティ、子ども会、PTA、老人クラブ、生涯学習団体、スポーツ団体などの市民交流活動のほか、市民ボランティアによる防犯活動や読み聞かせなどの自主的な子ども・子育て支援の取組が行われています。
- ◆ 子育て総合支援センター<sup>※</sup>、児童センター<sup>※</sup>、保健センター、障がい児相談支援事業所<sup>※</sup>、幼稚園、保育園、児童発達支援センターやまもも園<sup>※</sup>などを拠点として、子どもの成長に応じた育児相談や個別訪問、母子の健康管理や指導などの子育て支援を行っています。
- ◆ 虐待の疑いのある通報や虐待と認められるケースが増加する中、虐待防止に向けた相談・支援や早期対応の体制を強化しています。
- ◆ 子どもが様々な人との関わりを通して自分や他人を理解し、健やかに成長していけるよう支援する教育・保育の質的向上に努めています。
- ◆ 児童数の減少とともに 3 歳児から 5 歳児の数は減少傾向にありますが、核家族化の進展と、共働き家庭等の増加により、低年齢から保育を必要とする子どもが増加しているため、施設の改修等にあわせ定員の見直しを実施し、対応しています。
- ◆ 育児と仕事の両立を促進するため、保育園や放課後児童クラブにおける入所基準の緩和とともに、一時預かりや病児・病後児保育を実施しています。
- ◆ 小学校区ごとに、放課後の安全・安心な居場所を学校などに設ける「放課後子ども総合プラン<sup>※</sup>」を推進しています。

### 3 子ども・子育ての課題

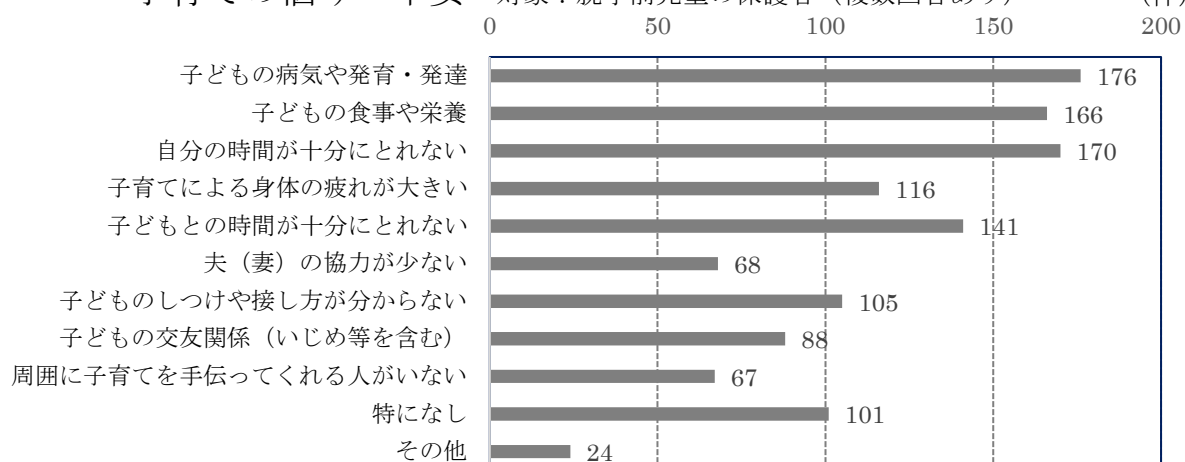
社会情勢の変化、第1期計画の評価、平成30年度に実施した0歳から12歳までの子どもを持つ世帯へのアンケート調査などから本計画の主要課題は次のようにまとめられます。

- (1) 子どもの権利を守る包括的な子ども・子育て支援システムの構築
  - ・子どもを個人として尊重し、子どもが自分らしく日常生活を送ることができる環境が必要です。
  - ・核家族化、自身の子どもを持つまで子育てをしたことのない親の増加に伴う、子育て家庭の孤立を防ぐ必要があります。
  - ・親の愛情が子どもに届き、自己肯定感が育まれるために、早期からの支援が必要です。
- (2) 市民とともに築く切れ目のない安全・安心な地域の環境づくり
  - ・核家族化の進行や地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、子育て情報を求める声が強まり、身近で気楽に相談できる場が求められています。
  - ・子育ての不安を解消するための乳幼児期からの子育て支援の充実とともに、子育て支援機関の連携強化が大切です。
  - ・家庭における子育て力の低下が考えられることから、周囲の支援を受けながら、子育て経験を積み重ね、親として成長していく過程を支援していくことが必要とされています。
  - ・安全な子どもの遊び場の確保、維持管理が必要です。
- (3) 関係機関・専門職が連携した個別のニーズに対応できる相談・援助の体制づくり
  - ・児童虐待に対する相談・支援体制の強化が必要です。
  - ・障がいのある子ども、ひとり親世帯や外国人世帯の子ども等支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが健やかに成長できるよう、各々の課題への対応が必要です。
  - ・多くの保護者が子育てに関する経済的な不安を感じています。
- (4) 質の高い幼児期の教育・保育・放課後児童対策による育児と仕事の両立支援
  - ・時代やニーズにあった多様で質の高い教育・保育の提供が求められています。
  - ・保育需要の高まりに応じた保育士の確保が難しくなっています。
  - ・有害な情報を簡単に入手できる環境があるため、インターネットなどの適切な利用に関する教育を推進する必要があります。
- (5) 子育てしながら社会参画できる社会への意識改革と認識の共有
  - ・共働き家庭等の増加や勤務形態の多様化などに伴い、保育や放課後児童クラブへのニーズが多様化しています。
  - ・男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、ともに支えあう男女共同参画<sup>\*</sup>を進める必要があります。
  - ・共働き家庭等の増加や、長時間労働などで、親子の関わりを持つ時間が減少しています。子育て期にある親が長時間労働を行う割合は依然として高く、育児・家事への参加を難しくしています。

## 子育ての悩み・不安

対象：就学前児童の保護者（複数回答あり）

(件)



## 4 計画の目標と施策

◆ 本計画は、「地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち」の理念を実現するため、子ども・子育て支援を包括的に進め、その中で、親や子が自分らしく育つために自己肯定感を大切にします。

◆ 「知多市子ども条例」に掲げられている、子どもの権利を尊重した家庭や地域の子育て力が向上できる子育て支援の環境を整えます。これまで進めてきた子育て支援策を、点から線へつなぎ、線から面へ広げ、乳幼児期から学齢期まで切れ目なくつながる包括的な子育て支援体制を目指します。

次の5つの柱を基本目標と定め、子育て支援を推進します。

### I 子どもの権利を大切にす切れ目のない子育て支援

- ◆ 子どもの権利を守るため、「知多市子ども条例」の理念を反映し、子どもの気持ちを尊重する市民意識の高揚、子育て支援に関する情報の共有を推進します。
- ◆ 未来を担う子どもの育ちを地域全体で支えるとともに、子どもを健やかに育てることができる環境や切れ目のない支援体制を整え、家庭や地域の子育て力の向上に取り組みます。

### II 子どもがいきいきと育つ地域の子育て支援

- ◆ 健やかな家庭の構築のため、親になるまでに育児に関する学習、乳幼児とのふれあい体験、心身の健康管理教育に取り組みます。
- ◆ 乳幼児期・学齢期における子育て支援の拠点を明確にし、地域と行政が協働して、子育て支援サービスの充実や支援体制の整備に努めます。

- 「身近な地域」をキーワードに、子育て中の親子が仲間とともに成長し、地域の幅広い世代が子育て中の親子を支える仕組みづくりを推進します。
- 子どもが、学習活動やスポーツ、文化芸術、まちづくり等、様々なことに関心を持ち、その興味に応じて安全にチャレンジができるよう環境を整えます。

### Ⅲ 関係機関・専門職が連携した個別ニーズへの対応

- 発達障がい、要保護児童、ひとり親家庭、子どもの貧困など、個別の支援を要する子どもや家庭が増加しています。育児不安の軽減や子どもの健全育成を図るため、多様化する個別ニーズに対し、関係機関の密接な連携による、包括的な支援に努めます。
- 一人ひとりの子どもの自己肯定感が育まれるように、また、保護者が育児不安に対応できるよう、きめ細やかな相談・支援を行います。
- 市民協働<sup>\*</sup>により、幅広い学習機会を提供し、家庭や地域の子育て力の向上や、親としての自覚を持った次世代の育成に努めます。必要に応じ、妊娠中や出産直後からの家庭訪問を行い、支援が必要な子育て家庭の孤立化を防ぎます。

### Ⅳ 子どもが健やかに育つ教育・保育の質的向上

- 幼稚園、保育園では、保護者との連携を図り、子どもが豊かな感性や自己肯定感を育むことができるよう、幼児教育・保育の質を向上させます。小中学校の教育では、乳幼児期に培われた感性をもとに、自他の生命を尊重する気持ち、自己肯定感を醸成し、生きる力を育む教育の質的向上に努めます。
- 確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む高い教育の提供に向け、家庭、地域、幼稚園、保育園、小中学校の連携を深めます。一人ひとりの子どもに寄り添った教育・保育ができるようなクラス編成、職員配置や職員養成に努めます。
- 外国にルーツを持つ子どもが安心して学習できるよう、日本語初期指導や生活支援などを行い、学校生活への早期適応を支援します。
- 放課後児童対策として、放課後子ども教室<sup>\*</sup>と放課後児童クラブを、学校施設等を利用して一体的又は連携して実施するとともに、放課後児童支援員<sup>\*</sup>の計画的な研修受講により放課後の居場所の質の向上に努めます。

### Ⅴ 育児と仕事を両立し社会参画できる環境づくり

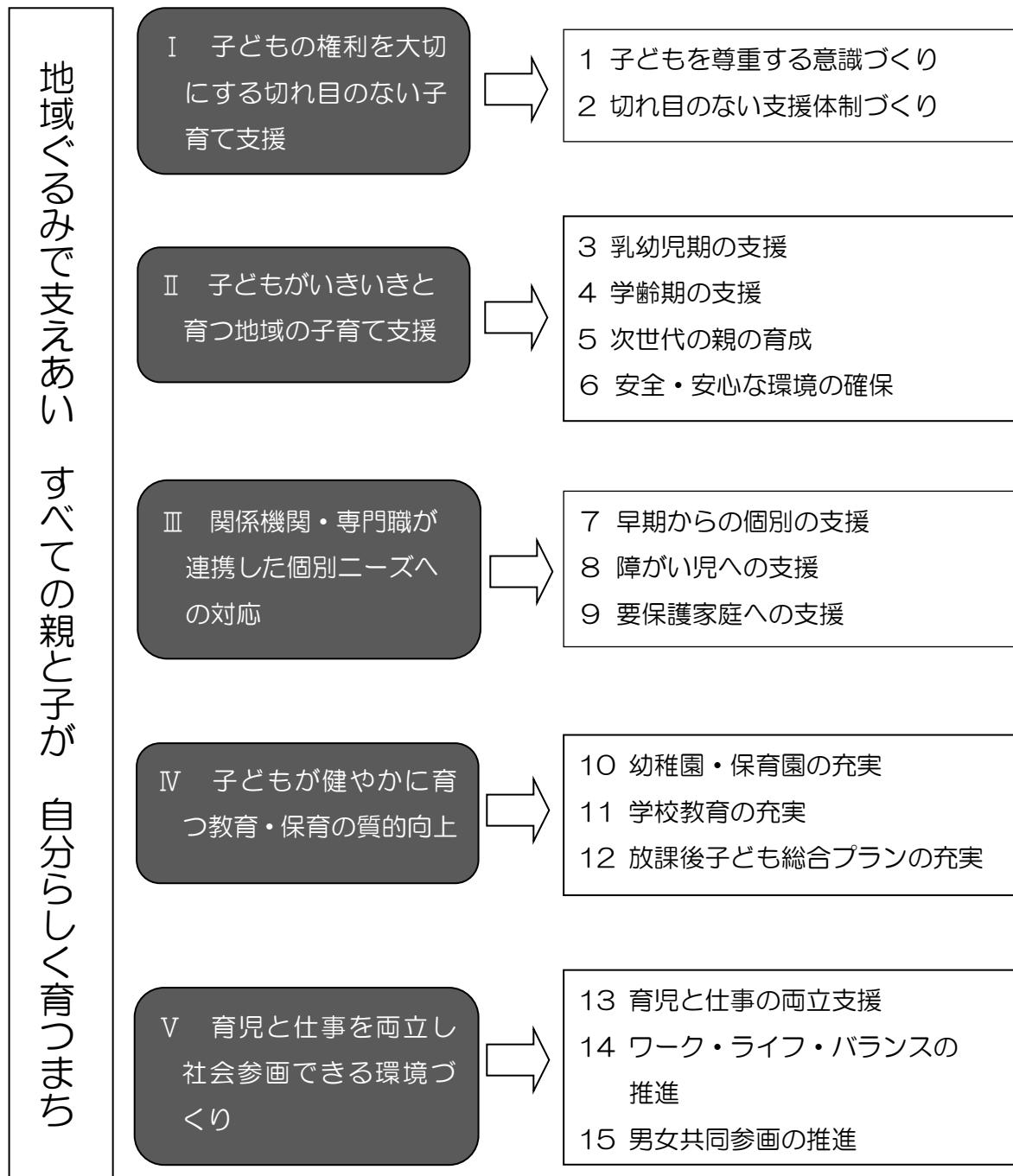
- 共働き家庭の増加などに伴う、育児と仕事の両立を支援するため、保育園や放課後児童クラブ等に子どもを預けながら、安心して働ける環境を整えます。
- 働き方やライフスタイルが多様化する中、労働者と家庭人として、個性と能力を活かして活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランス<sup>\*</sup>や男女共同参画を推進します。

## 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《基本施策》





## 第3章 基本目標の取組

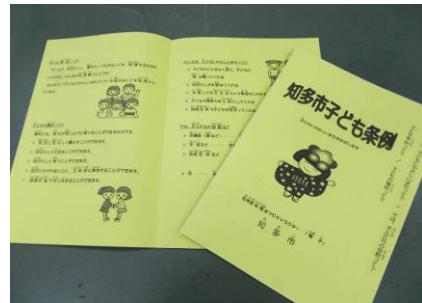
### 基本目標 I 子どもの権利を大切にできる切れ目のない子育て支援

#### 基本施策 1 子どもを尊重する意識づくり

##### 事業計画 1

知多市子ども条例の周知や子ども・子育てに関する意識啓発に努めます。

- 広報ちた、ホームページなどにより、子どもの権利を子育て活動に反映できるよう、知多市子ども条例の周知を図ります。
- 「子育てきらきら通信」、子育て支援ガイドブック「はっぴい」などの情報誌を活用し、子ども・子育てに関する意識啓発を図ります。



##### 事業計画 2

情報誌やホームページなどを活用して、子育てに関する総合的な情報を発信します。

- 広報ちた、「子育てきらきら通信」、「はっぴい」、赤ちゃん訪問時の手作り絵本などの情報誌の発行を行います（子育てきらきら通信 年4回発行、「はっぴい」 年1回発行）。
- こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）の際に、子どもの脳の発達を促す遊びや親子の愛着を育む子育てに関する冊子「子育てはじめて読本」を届けます。

##### 数値目標

子育てはじめて読本の配布 赤ちゃんが誕生した家庭 100%



「はっぴい」「子育てきらきら通信」



「子育てはじめて読本」

## 基本施策 2 切れ目のない支援体制づくり

### 事業計画 3

地域の自主的な子ども・子育て支援の取組を促進し、すべての子ども・親が孤立・差別されることがなく社会参加できる地域環境をつくります。

- 地区コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、PTA、青少年団体、老人クラブ、民生委員・児童委員\*、社会福祉協議会、NPOなどの自主的な活動を支援します。
- 三世代交流事業、あいさつ運動、見守り隊\*、防犯パトロール、ふれあい・いきいきサロン\*、子ども食堂、子ども110番の家\*などの取組を促進し、安心して子育てができ、全世代の市民が交流する共生の居場所づくりを進めます。

### 事業計画 4

地域や関係団体、機関などとのネットワークの強化を図り、妊娠中から学齢期までの包括的支援を充実させ、切れ目のない相談、サービスの提供体制の整備を進めます。

- 子育て団体連携会議、子育て支援ネットワーク会議などの開催により、連携体制の強化を図り、自主的な市民活動を横につなぎ、交流・相談等の総合的な情報共有の体制づくりを進めます。

### 事業計画 5

市民が適切なサービスが受けられるよう、利用者支援を充実します。

- 保健センターに、母子保健コーディネーター\*を配置し、妊娠期から子育て期にわたる利用者支援事業（母子保健型）を実施します。
- 子育て総合支援センターに、子育てコーディネーター\*を配置し、保育サービスなどの相談、利用調整を行う利用者支援事業（基本型）を実施します。
- 母子保健型と基本型が緊密に連携して子育て世代包括支援センター事業を実施します。

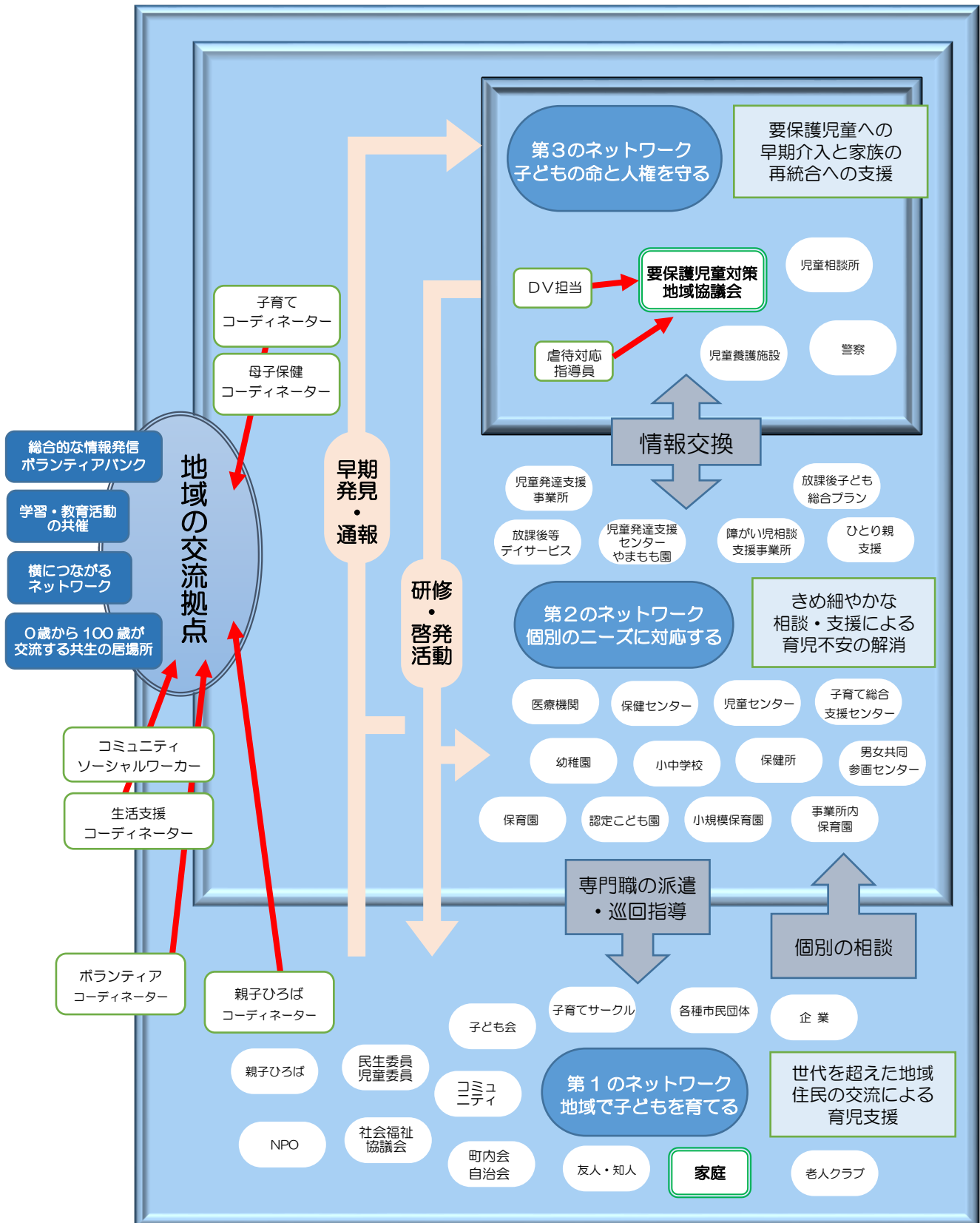
### 事業計画 6

子育ての地域活動に関わる人材の育成・活用に努めます。

- 潜在保育士\*など有資格者の人材発掘を行います。
- 市民ボランティアを養成、活用できる体制整備を図ります。
- 赤ちゃん訪問員、ファミリー・サポート・センター援助会員などを地域子育て支援拠点のスタッフとして人材活用します。

### 3層の子育て支援ネットワーク（連携図）

「地域ぐるみで支えあい すべての親と子が 自分らしく育つまち」



地域の交流拠点：地区にある公共施設、集会所など多世代が集うことのできる場所

## 基本目標Ⅱ 子どもがいいきいと育つ地域の子育て支援

### 基本施策 3 乳幼児期の支援

#### 事業計画 7

乳幼児期の子育て・子育てを総合的に支援する子育て総合支援センターの機能充実を図ります。

- 人材の育成と活用を図り、家庭児童相談など子育て支援を充実します。
- 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業を実施します。

#### 数値目標

ファミリー・サポート・センター会員数（援助会員と両方会員の合計）  
236人（平成30年度） ⇒ 250人（令和6年度）

#### 事業計画 8

幼稚園、保育園の持つ機能を地域に開放し、子育て家庭を応援します。

- パパママ教室、食育講座（5回／年）、1日保育体験（随時）、未就園児子育てクラブ（6回／年）、幼稚園と保育園の園庭開放（幼稚園保育終了後毎日、保育園11回／年）を実施します。

#### 事業計画 9

親子ひろば事業の充実を図るため、関係機関と連携し、施設環境面の向上に努めます。

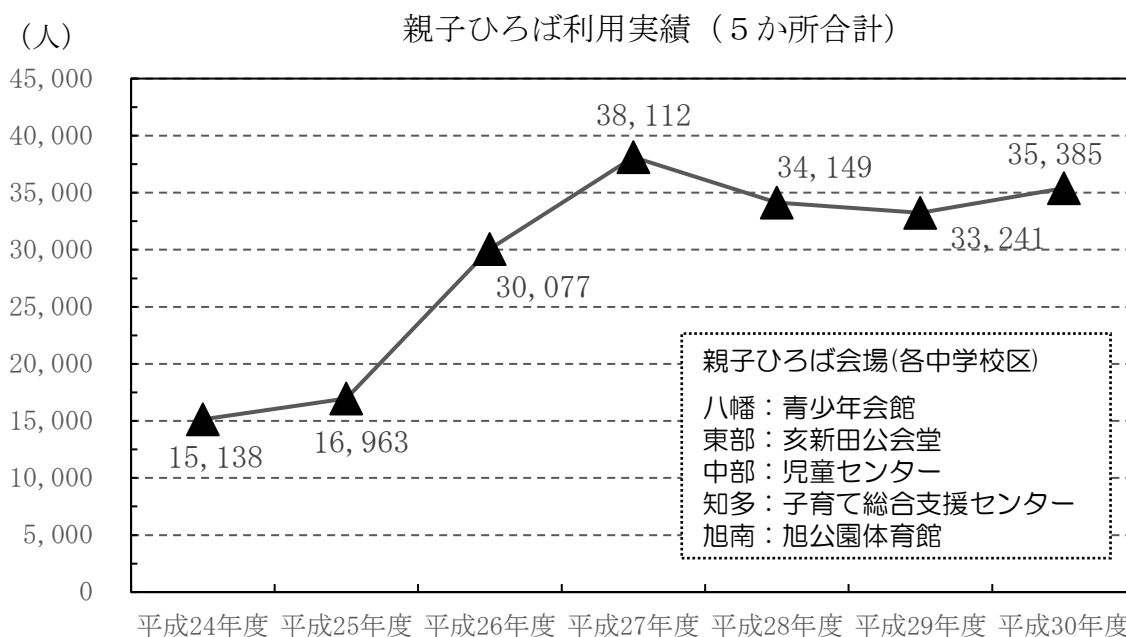
- 開催日などの拡大、専用利用できるスペースの確保など施設環境面の向上に努めます。

#### 事業計画 10

親子ひろばにおいて、多様な交流や学習・相談の機会を提供し、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。

- 妊娠中から地域で身近に支援者、応援者がいることを実感し、自ら相談できる力がつくよう、初妊婦全員を対象としたはぴママ教室\*を実施します。
- 子育て中の親子の仲間づくりや子育てに関する学習の場として、赤ちゃんサロンや子育て講座を開催します。

- ◆ 家庭児童相談員や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談、生活リズムや事故予防などの健康教育を実施します。
- ◆ 保健師などが、親子ひろばと連携し妊娠期の親の相談機会をつくれます。



## 事業計画 11

市民協働により、親と子が仲間の中で育ちあう居場所や世代を超えた交流の機会づくりを進めます。

- ◆ 子育て支援ネットワーク会議や子育て世代包括的支援会議などを通じて、支援間の連携を深めます。
- ◆ 高齢者と子育て世代親子の交流の機会づくりを進め、自分や地域を愛する子育て支援に努めます。

## 事業計画 12

市民協働により、乳児家庭全戸訪問やはっぴい育児訪問<sup>\*</sup>を実施するとともに、訪問員の養成と育成を図ります。

- ◆ 保健師、助産師、赤ちゃん訪問員（「赤ちゃん訪問員養成講座」を受講した親子ひろばスタッフ）が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。
- ◆ 親子ひろばの活用に至らない子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の心の安定を図るため、育児訪問サポーターが家庭訪問により、傾聴、助言等を行います。
- ◆ 訪問員養成講座や訪問員スキルアップ講座を開催し、訪問員の養成と育成を図ります。

## 事業計画 13

妊婦・乳幼児健康診査、予防接種を実施し、疾病の予防や発達の遅れを早期発見するとともに、医療・療育機関などと連携した支援を図ります。

- 妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査は個別で実施し、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査は集団で実施します。心身の健康、発達の状況とともに、生活や育児状況を確認し、必要に応じて医療や関係機関につなげます。
- 予防接種は、個別で実施します。適切な時期に接種できるよう周知するとともに、個別の相談に応じます。
- 未熟児養育医療の対象者に必要な医療費を助成します。

### 数値目標

3歳児健康診査未受診率 ⇒ 0.3%以下

麻疹・風疹混合接種Ⅰ期の接種率 ⇒ 95%以上

## 基本施策 4 学齢期の支援

## 事業計画 14

学齢期の子どもの健全育成を総合的に支援する児童センターの機能充実を図ります。

- 子どもの健全な遊び、交流、学習の場として、子どもの心身の成長を促す事業を展開し、学齢期の健全育成の充実を図ります。
- 子どもの悩み相談や親の育児相談に応じ、子育て家庭の教育力の向上に努めます。

## 事業計画 15

市民活動団体などと連携して、子どもの居場所づくりなどを推進します。

- 市民活動団体やPTA、子ども会、老人クラブ、地区コミュニティなどの地域を拠点とする団体のほか、小中学校、社会福祉協議会、老人福祉施設などと連携し、小中学校の夏休みなどにおいて、児童センター以外の場においても、子どもが参加できる事業を実施します。

## 事業計画 16

地域の人々や市民団体の参加、協力を得て、放課後子ども教室を開催します。

- 平日の放課後、地域の人材の活用により、スポーツや工作、手芸などの体験や学習ができる放課後子ども教室を開催します。

## 事業計画 17

市民協働により、ひきこもり、不登校など社会生活に困難を抱える若者の居場所づくりや社会参加のための施策を推進します。

- 若者を支援する市民活動団体や社会福祉協議会などと連携し、相談、家族支援、就労支援、居場所づくりなどの若者支援センター事業を充実させ、総合的な支援を図ります。

---

## 基本施策 5 次世代の親の育成

---

## 事業計画 18

地域子育て支援拠点などでの中学生、高校生のボランティア活動を推進します。

- 親子ひろばでの中学生、高校生のボランティア体験事業を推進します。
- 子育てフェスティバルなどにおけるボランティア活動を通じて、地域の子育て応援活動について理解を深めます。

## 事業計画 19

小中学生が、心身ともに健康管理ができるよう、多様な学習機会を提供します。

- 喫煙、飲酒、薬物、適正体重の維持、口腔、栄養、こころの健康、性などの学習機会を学校教育や出前講座\*で提供し、心身の健康づくりができる力を育成します。

## 事業計画 20

小中学生が、学習講座や乳幼児とのふれあい体験を通じて、親への感謝、親になる喜びを感じ、母性、父性を育む機会をつくります。

- 市民団体や親子ひろば参加者等の協力を得て、小中学生を対象に、親になるための講座や体験事業を実施します。

---

## 基本施策 6 安全・安心な環境の確保

---

### 事業計画 21

子どもが利用しやすい街区公園、児童遊園地など屋外施設の維持管理、整備を進めます。

- 街区公園、児童遊園地などの屋外施設について、地域と協力し、適正な維持管理を行い、快適な環境の確保に努めます。
- 遊具などの安全点検、設備更新を行い、安全な環境整備に努めます。

### 事業計画 22

子どもが天候等に関係なく遊ぶことのできる屋内施設の整備を進めます。

- 屋内の遊び場の整備を行い、多様な活動の場の確保に努めます。

### 事業計画 23

子どもを交通事故から守るため、交通安全教育や啓発活動を推進します。

- 子どもを交通事故から守るため、学校、地域や警察などと連携して、交通安全教室の開催、交通立哨<sup>しょう</sup>など啓発活動を推進します。
- 施設外活動の際の歩行経路の安全性を確認し、経路の見直し等の改善を図ります。

### 事業計画 24

不審者から小中学生を守るため、情報発信をするとともに、PTA、学校関係者、防犯ボランティア、警察などと連携した小中学校付近のパトロールを推進します。

- 学校メルマガなどの電子メールにより、不審者情報を保護者や地域に発信します。
- 登下校時のパトロールや立哨などの地域活動を推進します。



## 基本目標 Ⅲ 関係機関・専門職が連携した個別ニーズへの対応

### 基本施策 7 早期からの個別の支援

#### 事業計画 25

妊娠、出産、育児に対する不安軽減のため、関係機関と連携した情報提供や相談体制を充実します。

- 母子健康手帳交付時の個別面接や、乳児家庭全戸訪問、産後ケア事業で個々の状況に応じた保健指導、情報提供を行います。
- 支援が必要な妊産婦・乳幼児を対象に支援プランを策定し、関係機関の連携のもとで継続的な支援を行います。
- 母子健康手帳アプリを活用し、成長の時期にあわせた情報を提供します。
- 乳幼児健康診査未受診者に対し、電話、訪問などで子どもや家庭の状況を把握し、必要な支援につなげます。

#### 事業計画 26

子育て総合支援センターを中心に、関係機関のネットワークを強化し、個別の支援を要する子どもや家庭の支援を行います。

- 養育支援訪問員の養成や増員を行い、HFA\*（虐待防止プログラム）による養育支援訪問事業を充実します。
- 早期からの育児、発達支援を行い、育児不安を軽減するために、保育士、公認心理師\*、社会福祉士、家庭児童相談員による、発達支援に関する相談や、子育て教室、フォローアップ親子教室\*の充実を図ります。

#### 事業計画 27

関係機関による研修等を通して、成長ファイル\*の効果的な活用や支援の技術向上を図ります。

- 個別支援計画\*をつづる成長ファイルを活用し、個別の支援を要する子どもや家庭に関わる各機関が支援情報を共有します。
- 幼児期から学齢期までの子どもや家庭への支援に携わる支援者間の連携会議を行うとともに、支援技術の向上に努めます。

## 事業計画 28

幼稚園、保育園において、保護者のニーズに応じた保育サービスを提供します。

- 1日保育体験や子どもへの関わり方を学ぶ機会を提供します。
- 幼稚園で、教育時間終了後や夏休み期間中に預かり保育を実施します。
- 保育園で、一時預かり事業を実施します（リフレッシュ保育、緊急一時保育など）。
- 保育の広域利用を進めます（介護、里帰り出産など）。

## 事業計画 29

発達に心配のある子と家庭への支援の充実を図ります。

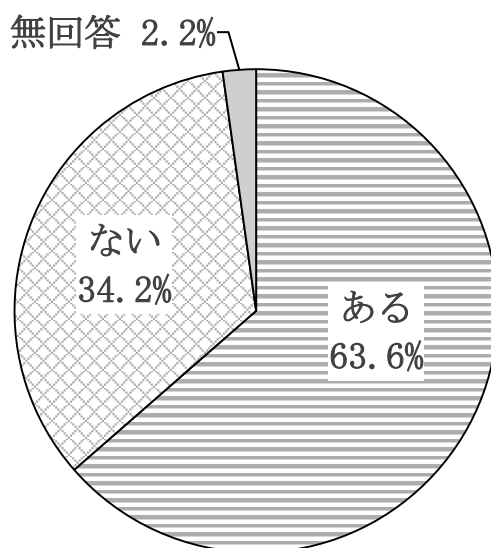
- フォローアップ親子教室、公認心理師や家庭児童相談員による相談、発達支援ネットワーク、利用者支援事業を実施します。
- 保健センターでは、要経過観察児健康診査<sup>※</sup>や、幼児健康診査事後指導教室<sup>※</sup>を実施し、医師や発達相談員による専門的な助言を行い、医療機関等の支援につなげます。
- 発達に心配のある子どもの就園後も市内の幼稚園、保育園に発達相談員が出向き、園と家庭が協力して子どもへの対応ができるよう虹色ちたっこ相談<sup>※</sup>を実施します。

## 事業計画 30

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの貧困対策として、低所得家庭、ひとり親家庭への経済的支援や相談体制の充実に努めます。

- 幼児教育・保育の無償化による子育てのための施設等利用給付について、県と連携するとともに、適切な支給方法や回数を検討し、施設等利用給付の円滑な支給に努めます。
- 世帯の所得の状況などを勘案して、施設等利用給付認定子ども（3歳以上の者に限る。）が、新制度未移行幼稚園を利用した場合に、副食の提供に係る実費徴収額に対して補助をします。
- 生活困窮者の世帯に属する子どもに対し学習支援事業を実施し、学校の勉強の復習、習慣付けを行うとともに、進路、生活上の悩み及び不安に対する相談支援を実施します。
- ひとり親家庭に対し、母子父子自立支援員による相談、自立に向けた就労支援、保育料・児童クラブ育成料の減額、就学援助などの支援充実に努めます。
- ひとり親家庭がファミリーサポート事業を利用した際の費用の一部を助成します。

## 経済的な不安（アンケート結果）



総数: 1,260件

対象者: 0歳～小学校6年生の児童の保護者

子ども子育て支援に関するアンケート調査（平成30年度実施）より

---

## 基本施策 8 障がい児への支援

---

### 事業計画 31

地域の中核的な療育施設として、児童発達支援センターやまもも園の機能を拡充するとともに、民間事業所と連携し、地域支援機能の充実を図ります。

- ◆ やまもも園を拡充し、中軽度の肢体不自由児の受入れを開始し、発達に心配がある子どもの支援を強化します。
- ◆ 訪問支援員が障がいのある乳幼児を預かる保育園などへ訪問し、専門的援助や助言を行います。
- ◆ 療育時間を延長することや単独通園クラスを増やすことで、障がいのある乳幼児の発達を促すとともに、保護者の母子通園による負担の軽減を図ります。
- ◆ 個別支援計画を作成し、個々の状況にあったサービスの利用を促進します。

## 事業計画 32

障がい児の相談、支援の充実を図ります。

- 障がい児相談支援事業所は、障がい児の発達相談や通所支援・福祉サービスの紹介などを行います。
- 放課後子ども総合プラン事業の指導員を対象とした研修を実施し、子どもの個々の状況にあった対応に努めます。

## 事業計画 33

障がい児を支援する事業所の連携を強化します。

- 障がい者自立支援協議会\*などにおいて、関係機関によるネットワークを構築し、情報共有を図ります。
- 障がい児相談支援事業所や通所支援事業所\*の連携を強化し、早期からの支援体制の充実に努めます。
- 保育園と児童発達支援事業所\*が連携を図り、利用者のニーズに応じて施設の併用ができるように努めます。

---

## 基本施策 9 要保護家庭への支援

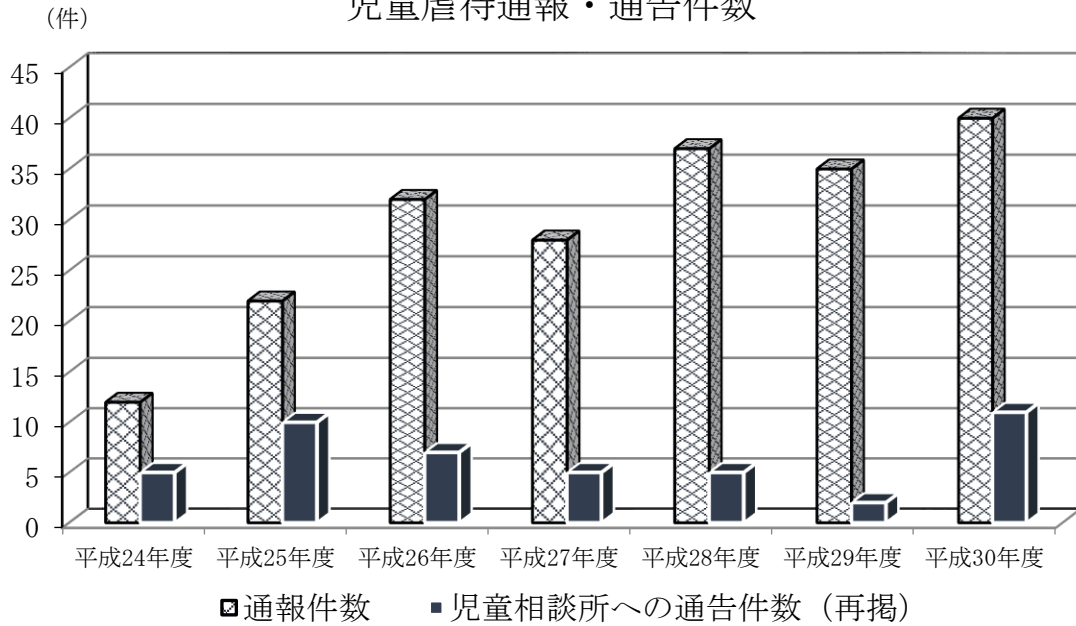
---

## 事業計画 34

児童虐待の防止や早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心とした、関係機関の連携強化、相談支援体制の充実に努めます。

- 子育て総合支援センターや保健センターが連携して保育士、保健師、家庭児童相談員による訪問指導等により発生予防・早期発見に努めます。
- 関係機関の定例会議や個別のケース会議による情報共有と対策検討を行います。
- 愛知県知多児童・障害者相談センター、警察などの関係機関との連携強化を図ります。
- 児童虐待を始めとする要保護児童の理解と援助について、地域活動や保育・教育の現場で研修の機会をつくり支援力の向上を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会の体制強化を図り、児童虐待への適切な支援や未然防止に努めます。

## 児童虐待通報・通告件数



児童虐待の通報件数は、平成25年度から大幅に増加しました。要因としては、市民の児童虐待への関心の高まりがあげられます。更なる児童虐待防止の周知・啓発を図ることが重要です。

### 事業計画 35

保護者の病気などの理由で、一時的に養育できない子どもを児童福祉施設で預かります。

- ◆ 子育て短期支援事業として、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設などに委託し、必要な支援を行います。施設が利用できない場合は、愛知県知多児童・障害者相談センターと連携し、適切な支援を実施します。

## 基本目標Ⅳ 子どもが健やかに育つ教育・保育の質的向上

### 基本施策 10 幼稚園・保育園の充実

#### 事業計画 36

保護者や関係機関と連携し、教育・保育の質の向上を図ります。

- 子どもが、保育者や地域との関わりを通して愛情を感じ、自己肯定感を高める保育を行います。
- 子どもが、野菜の栽培や収穫などを体験したり、食事を楽しむことによる食育を推進します。
- 快適で安全な教育環境の向上のため、計画的に施設の整備を進めます。
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等について、県と情報共有などの連携を図り、適切な事務の執行に努めます。

#### 事業計画 37

学校生活に早く馴染めるよう、幼稚園・保育園と小学校との連携を深め、それぞれの子どもに即した教育・保育を実施します。

- 子どもの成長過程の支援情報を「個別支援計画」として有効活用するため、支援技術の向上、機関の連携を目的として、保健師、保育士、教諭などによる研修会を開催します。
- 小1プロブレム<sup>\*</sup>、中1ギャップ<sup>\*</sup>の解消などのため、幼稚園、保育園、小中学校間の機関連携に努めます。

#### 事業計画 38

一人ひとりの子どもに寄り添い、きめ細やかな保育ができるクラス編成、職員配置や職員養成に努めます。

- 3歳未満児保育への看護師の配置、3歳児小規模クラスを推進します。
- 地域の子育て支援者として子育て支援員を育成し、保育園の早朝・延長保育や一時保育等の業務を保育士とともに担ってもらうことで、保育体制の充実につなげます。
- 職員配置を手厚くし、障がいのある子どもや個別の支援を必要とする子どもへの支援を行います。
- 大学生や地域ボランティアの活用を進めます。
- 私立幼稚園・私立保育園との連携を図り、研修体制などを充実します。

---

## 基本施策 11 学校教育の充実

---

### 事業計画 39

自分や他人の生命を尊重する気持ち、自己肯定感や豊かな心を醸成し、生きる力を育む教育の質的向上に努めます。

- 赤ちゃんとふれあい体験など地域と協働した体験プログラムを実施し、地域の方と交流することで、地域を愛する気持ちを育てる教育を推進します。
- インターネットの利用に関する指導など、情報モラル教育の充実に努めます。

### 事業計画 40

ICT教育の環境整備を進め、時代やニーズにあった質の高い教育を提供します。

- 超高速インターネットを活用できるように施設整備を推進します。
- 電子黒板、デジタル教科書、学習用タブレット端末などによる効果的な教育環境の整備に努めます。

### 事業計画 41

特別な支援や配慮を必要とする小中学生の教育的ニーズにあわせた、きめ細やかな指導・支援を行います。

- 小中学生を指導・支援するために、学校生活支援員を配置します。
- 学校が家庭、スクールカウンセラーなどと連携を深め、それぞれの状況に応じた指導・支援を行います。

### 事業計画 42

外国人の小中学生に対し、学習・生活支援を行います。

- 小中学生が安心して学習できるよう日本語初期指導や生活支援などを行い、学校生活への早期適応を支援します。
- 市民活動団体などと連携して、小中学生の進学・就職などに関する相談支援を行います。

## 基本施策 12 放課後子ども総合プランの充実

### 事業計画 43

放課後の安全・安心な居場所となる放課後児童クラブを実施します。

- 放課後児童支援員認定資格研修の計画的受講により、放課後児童クラブの質の向上に努めます。
- 放課後児童クラブ運営の民間委託化を図り、指導員を確保するとともに、民間の知識や経験を活かして安定的に事業を運営します。
- 多様化するニーズに対応するため、特色あるサービスを提供する民間の児童クラブへの支援を行います。

#### 数値目標

放課後児童支援員数 27人（令和元年度） ⇒ 60人（令和6年度）

### 事業計画 44

学校施設などを利用し、放課後子ども教室を放課後児童クラブと一体的に実施します。

- 児童数や教室の使用状況などについて教育委員会と情報共有し、放課後子ども教室を放課後児童クラブと一体的に実施します。
- 放課後子ども教室を全小学校で実施できるよう、余裕教室や特別教室の共用など小学校と連携します。

#### 数値目標

放課後子ども教室年間実施数 約170日

放課後子ども教室の実施校数 9校（令和元年度）⇒10校（令和6年度）



## 基本目標 V 育児と仕事を両立し社会参画できる環境づくり

### 基本施策 13 育児と仕事の両立支援

#### 事業計画 45

保育需要に即し、保育園の3歳未満児クラスの定員を拡大し、待機児童ゼロを目指します。

- 待機児童の解消に向けて、公立保育園のクラス編成の見直しや施設改修により、3歳未満児の定員拡大を図るとともに、民間活力の導入を図ります。
- 3歳未満児の定員拡大などに対応するため、保育士などの人材の確保に努めます。

#### 事業計画 46

保育を必要とする子どもが保育を受けられるよう、入所基準の緩和や一時預かりなどの多様な保育サービスの提供を進めます。

- 保護者の就労状況等に応じ、保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の区分による必要な時間の保育サービスを提供します。
- 入所基準を緩和し、保護者が育児休暇中の場合でも、3歳児以上の子どもに保育サービスを提供します。
- 延長保育事業、一時預かり事業、相談事業など保育サービスの充実を図ります。
- 幼児期の教育を受けながら、保護者が短時間就労も可能となるよう、幼稚園で教育時間終了後や夏休み期間中の預かり保育を実施します。
- 新制度の枠組みの中で近隣自治体と協議の上、保育の広域利用を進めます。

#### 事業計画 47

教育・保育の質と量を確保するため、民間事業者への支援を行います。

- 新制度移行に伴い、保護者の就労条件に左右されることなく、同じ園に通い続けられる認定こども園への移行を促すため、施設に情報提供を行います。
- 民間保育事業者が行う保育所運営事業、施設整備事業などへの補助を行うとともに、必要に応じて、国の補助事業を活用して補助の拡大を行います。
- 私立幼稚園の設置者が行う運営事業に要する経費を、引き続き補助します。
- 地域型保育事業等への民間事業者の参入を促します。

## 事業計画 48

幼児期の教育・保育ニーズや民間施設の運営状況などの動向を踏まえ、幼稚園・保育園の施設のあり方を検討します。

- 老朽化した施設の改修等の検討にあわせ、定員規模の適正化を踏まえ、公立保育園のあり方を検討します（認定こども園化、未満児に特化した保育園化、廃止など）。
- 民間幼稚園の園児数の動向などを踏まえ、公立幼稚園のあり方を検討します（認定こども園化、廃止など）。

## 事業計画 49

病児・病後児保育事業を実施します。

- 公立西知多総合病院敷地内の院内保育所において、東海市と共同で病児・病後児保育事業を実施します。

## 事業計画 50

ファミリー・サポート・センター事業の普及・拡大を図り、市民の助けあいによる子育て支援を推進します。

- ファミリー・サポート・センター会員の拡大、援助会員研修の充実を図ります。

### 数値目標

ファミリー・サポート・センター会員数（依頼、援助、両方会員の合計）  
898人（平成30年度） ⇒ 1,000人（令和6年度）

---

## 基本施策 14 ワーク・ライフ・バランスの推進

---

### 事業計画 51

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、市民への啓発や情報提供を行います。

- 子育て応援の日\*（はぐみんデー）の啓発、子育て家庭優待事業（はぐみんカード、はぐみんショップ）の促進を図ります。
- 事業所内保育所や子育て支援賛助企業（ファミリー・フレンドリー企業\*）などの情報を提供します。

### 事業計画 52

子育てと仕事を両立できるワークスタイルでの就労を促進します。

- 就労を希望する方に対して、知多市ふるさとハローワーク等の情報を提供します。

---

## 基本施策 15 男女共同参画の推進

---

### 事業計画 53

男性の育児休暇取得等に関する啓発を行い、男性の子育て活動への参画促進に努めます。

- 親子ひろばにおいて、ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参画を促す講座を開催します。
- イクメン講座\*、父親の子育て教室を開催します。

### 事業計画 54

男女共同参画の意識づくり、環境づくり、ネットワークづくりに努めます。

- 男女共同参画センターを拠点に、男女共同参画行動計画（ウィズプランⅡ）を推進します。

## 第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

### 1 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供区域の設定

- ◆ 子ども・子育て支援法において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じ、保護者や子どもが家庭から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」といいます。）を定めることとされています。
- ◆ 本市の教育・保育提供区域の設定については、教育・保育施設や交通網等の整備状況のほか、利用実態等を踏まえ、市内の資源の効率的な活用を可能とし、多様なニーズに柔軟に対応できるよう、市全域を1区域とします。なお、各事業の実施に当たっては、小学校区単位など、事業の特性や実状を踏まえて行うものもあります。

### 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

#### 【事業概要等】

教育・保育の量の見込みは、幼児教育・保育の無償化による影響や新制度未移行幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業の実施に伴う影響等を勘案し、子どもの年齢と保育の必要性に応じて、以下の認定区分により算出します。

市内には現在、幼稚園、保育園、認定こども園・地域型保育事業や企業主導型保育事業などの多様な事業が行われています。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	1日当たりの 教育・保育必要時間	利用できる施設
1号	満3歳以上	なし	4時間程度 (教育標準時間)	幼稚園 認定こども園
2号		あり	11時間まで (保育標準時間)	保育園 認定こども園
3号	満3歳未満			又は 8時間まで (保育短時間)

- 幼稚園は、学校教育法に基づいた教育施設で、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳から就学前の子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。
- 保育園・地域型保育事業は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の就労や疾病などの事由により保育を必要とする0歳児から就学前の子どもを保護者に代わって保育することを目的としています。

(1) 1号認定

「3～5歳児」の幼稚園及び認定こども園の利用者です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		893	806	754	744	734	697
②確保量	教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	—	1,000	980	950	896	896
②－①			194	226	206	162	199

※各年度3月1日の人数

【確保方策の内容】

市内には公立幼稚園が1園、私立の幼稚園3園及び認定こども園2園があります。  
確保量は充分であるものの、保護者の就労条件の変更に左右されることなく、同じ園に通い続けられるよう、梅が丘幼稚園の認定こども園化を進めていきます。

(2) 2号認定

「3～5歳児（保育の必要性あり）」の保育園及び認定こども園の利用者です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

		実績	推計				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,230	1,232	1,278	1,266	1,251	1,202
②確保量	教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	—	1,497	1,341	1,320	1,375	1,322
②－①			265	63	54	124	120

※各年度3月1日の人数

【確保方策の内容】

市内には公立保育園が11園、私立の保育園3園及び認定こども園2園があります。  
確保量は充分あるものの、各地域における量の見込みを勘案し、適正量となるよう公立施設の確保量で調整します。また、民間事業者による保育所整備を支援するとともに、梅が丘幼稚園の認定こども園化を進めます。

(3) 3号認定（0歳児）

「0歳児（保育の必要性あり）」の保育園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者です。※企業主導型保育を含む

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	91	100	102	107	111	115
②確保量	—	101	95	116	117	99
教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	—	84	78	93	96	78
地域型保育事業	—	12	12	18	16	16
その他	—	5	5	5	5	5
② - ①		1	▲7	9	6	▲16

※各年度3月1日の人数、▲は不足人数

【確保方策の内容】

市内には公立保育園8園と私立保育園3園・認定こども園2園及び地域型保育事業3園があります。

また、民間事業者による保育所整備を支援するとともに、梅が丘幼稚園の認定こども園化を進め、適正な確保量の維持に努めます。

(4) 3号認定（1～2歳児）

「1～2歳児（保育の必要性あり）」の保育園、認定こども園及び地域型保育事業の利用者です。※企業主導型保育を含む

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	443	558	553	564	575	585
②確保量	—	561	551	569	590	610
教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	—	527	517	522	541	561
地域型保育事業	—	24	24	37	39	39
その他		10	10	10	10	10
② - ①		3	▲2	5	15	25

※各年度3月1日の人数、▲は不足人数

【確保方策の内容】

市内には公立11園、私立4園の保育園、認定こども園2園及び地域型保育事業3園があります。

また、民間事業者による保育所整備を支援するとともに、梅が丘幼稚園の認定こども園化を進め、適正な確保量の維持に努めます。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

##### 【事業概要等】

子どもや保護者が、確実に子ども・子育て支援に関する給付を受け、円滑な教育・保育・保健施設の利用や多様な子育て支援事業が利用できるよう、必要な支援を行う事業です。利用者からの相談を受け、専門職（コーディネーター）が関係機関との調整を図り、利用者の要望に応じた情報や地域の社会資源等の提供に努めます。

##### 【量の見込みと確保量】

（単位：か所）

基本型	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

母子保健型	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保量	1	1	1	1	1	1
② - ①		0	0	0	0	0

##### 【確保方策の内容】

平成 28 年度からは、子育て総合支援センターに子育てコーディネーターを配置し、保育サービスなどの相談、利用調整を行う利用者支援事業（基本型）を、平成 30 年度からは、保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から出産後の利用者支援事業（母子保健型）を実施し、連携して子育て世代包括支援センター事業を実施します。

#### (2) 地域子育て支援拠点事業

##### 【事業概要等】

乳幼児の育児相談や相互交流、仲間づくりのため、各中学校区に 1 か所ずつ子育て支援拠点として、親子ひろばを開設しています。

##### 【量の見込みと確保量】

（単位：人日／月、か所）

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	2,949	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保量	—	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
② - ①		0	0	0	0	0
実施箇所数	5	5	5	5	5	5

【確保方策の内容】

5中学校区で、NPO団体へ委託し、週3日から5日開催の常設型親子ひろばを実施しています。利用実績を考慮し確保量を算出しましたが、開催日の拡大、専用利用できるスペースの確保など施設環境面の向上を検討します。

(3) 妊婦健康診査事業

【事業概要等】

母子健康手帳交付時に健康診査受診票（補助券14枚）を交付し、医療機関で妊婦が受診する事業です。県外の医療機関や助産所で受診した場合は、後日申請により受診費用を助成します。

【量の見込みと確保量】

（単位：件）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,614	7,500	7,300	7,200	7,100	7,000
②確保量	—	8,000	8,000	7,900	7,800	7,700
② - ①		500	700	700	700	700

【確保方策の内容】

妊婦の健康増進と経済的な負担軽減のため、すべての妊婦が望ましい時期に必要な健康診査を受けることができるように受診票を交付するとともに、周知、啓発を行い、受診率の向上に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要等】

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、①子育て支援に関する情報の提供、②親子の心身の状況や養育環境の把握、③相談や助言を行う事業です。保健センターの保健師・助産師・赤ちゃん訪問員（「赤ちゃん訪問員養成講座」を受講した親子ひろばのスタッフ）が訪問します。

【量の見込みと確保量】

（単位：人）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	641	635	630	625	620	615
②確保量	—	635	630	625	620	615
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

産後は心身とも不安定になりやすく、子育ての不安も強い時期です。核家族化が進む中、産後早期の支援の必要性は高まります。訪問員の人材の確保と育成を行うとともに、支援体制の強化を図ることにより、乳児家庭の全戸訪問を実施します。



(5) 養育支援訪問事業

【事業概要等】

乳児家庭全戸訪問事業や市民からの虐待通報などにより、養育支援の必要がある家庭に対し、子育て総合支援センター保育士が、保健センター保健師などと連携して訪問する事業で、養育に関する相談・指導・助言を行います。支援を受けたい家庭に対しては、育児訪問サポーターが情報提供を行います。

HFAプログラムを取り入れ、支援の度合いを点数化して、訪問家庭の優先度を決め、継続的に専門家の指導を受けながら、訪問内容の充実を図っています。

【量の見込みと確保量】

(単位：件)

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,392	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	—	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

NPO団体などの協力を得て、虐待防止に効果的なHFAプログラムを取り入れ、養育支援訪問事業を行っています。訪問員の人材不足に対して、養成講座を毎年開催し、対応していきます。育児訪問サポーターの訪問を令和元年度に開始したことにより、事業の充実を図っていきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要等】

保護者の疾病やその他の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人日)

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	20	20	20	20	20
②確保量	—	20	20	20	20	20
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

実績としては、毎年少数ですが、緊急時に子どもを預けられない場合に必要な事業であるため、今後も市が児童養護施設等に委託して継続していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要等】

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（援助会員）との助けあい活動の橋渡しを行う事業です。

【量の見込みと確保量】

（単位：件）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	753	800	850	900	950	1,000
②確保量	—	800	850	900	950	1,000
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

放課後児童クラブの迎えやその後の預かり需要が高まり、増加傾向にあります。事業の周知や援助会員の研修に努め、事業継続を図ります。

(8-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要等】

幼稚園において通常の教育時間外に子どもを預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	14,378	15,000	14,700	14,500	14,500	14,500
②確保量	—	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
② - ①		5,000	5,300	5,500	5,500	5,500

【確保方策の内容】

私立の幼稚園3園及び認定こども園1園、公立幼稚園2園で、保育が必要な子どもに対し、預かり保育を実施します。私立の2園、公立の2園では、夏季休業日預かり保育も併せて行います。

(8-2) 一時預かり事業（保育園、ファミリー・サポート・センター）

【事業概要等】

保護者の就労時間数が保育要件に満たない場合や、緊急・一時的に家庭での育児が困難な場合などに、保育園やファミリー・サポート・センター援助会員宅などで子どもを一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,583	5,000	5,100	5,200	5,300	5,400
②確保量	—	7,220	7,320	7,420	7,520	7,620
② - ①		2,220	2,220	2,220	2,220	2,220

**【確保方策の内容】**

公立保育園 3 園で非定型保育やリフレッシュ保育などを行うとともに、公立保育園 8 園で緊急時の一時保育を行っています。ファミリー・サポート・センターでは、援助会員の研修により、預かりサービスの質の向上を図っていきます。

**(9) 延長保育事業**

**【事業概要等】**

保護者の就労形態の多様化や長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育園において通常保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

**【量の見込みと確保量】**

(単位：人)

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	158	200	200	180	180	180
②確保量	—	200	200	180	180	180
② - ①		0	0	0	0	0

※各年度 3 月における午後 6 時以降の延長保育利用実績

**【確保方策の内容】**

公立保育園 8 園、私立保育園 2 園で午後 7 時までの延長保育を実施します。また、すべての保育園で保育標準時間の 11 時間保育を実施します。

**(10) 病児保育事業**

**【事業概要等】**

保護者の勤務などの都合により、家庭で保育することが困難な小学 3 年生までの病児や病後児を一時的に保育する事業です。

**【量の見込みと確保量】**

(単位：人日)

	実績	推計				
	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	97	110	110	110	120	120
②確保量	—	350	350	350	350	350
② - ①		240	240	240	230	230

**【確保方策の内容】**

東海市と共同で公立西知多総合病院の院内保育所で病児・病後児保育を実施しています。今後も事業の周知に努めます。

**(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）**

**【事業概要等】**

共働き家庭やひとり親家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に児童を育成できる方が家庭にいない場合に、児童に適切な遊び・生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	677	710	725	735	740	765
1年生	229	220	240	230	230	255
2年生	182	200	195	215	205	210
3年生	145	150	150	150	170	155
4年生	76	80	80	75	75	85
5年生	24	35	35	35	35	35
6年生	21	25	25	30	25	25
②確保量	—	880	880	880	880	880
② - ①		170	155	145	140	115

【確保方策の内容】

教室の整備が必要な地区は、特別教室等の利用状況など、学校の実情に応じて教室の確保に努めます。また、学校と協定書を取り交わすことなどにより、教室の管理・運営を適切に行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【事業概要等】

低所得者世帯等の子どもの円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図るため、実費徴収分を給付する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	実績	推計				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	—	70	65	65	65	60
②確保量	—	70	65	65	65	60
② - ①		0	0	0	0	0

【確保方策の内容】

国が設定する対象範囲と上限額を基に、今後の対応について検討していきます。

## 第5章 計画の進行管理

市民・支援団体・事業者などで構成する「子ども・子育て会議」により、計画的な施策の進行、検証を行います。

- 子ども・子育て会議において、計画の策定や見直し等を行います。必要に応じて部会を設け、事業の実施、計画の進行管理等を行います。
- 量の見込みと確保方策に見直しの必要が生じた場合は、修正を行い公表します。

## 参考資料 用語説明

本計画書の中で用いた用語で、説明が必要と思われるもの（\*で表示）を、50音順（A～Z、あ～わ行）に並べ、説明します。

### A～Z

#### 【HFA】(Healthy Families America)

アメリカのヘンリー・ケンプ博士によって考案された虐待防止プログラムで、支援の必要性の度合いを点数化し、訪問家庭の優先度を決定します。継続的に専門家の指導を受けながら、訪問内容の充実を図り、子育て・子育てを支援するプログラムです。

### あ 行

#### 【イクメン講座】

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のことで、イクメンを対象とした子育て講座です。厚生労働省が男性の育児参加の社会的機運を高揚することを目的として提唱しました。

#### 【一時預かり事業】

保護者の就労形態の多様化により週に2、3日の就労をする場合や、緊急又は、一時的に家庭保育が困難となった場合などに、保育園等において子どもを預かる事業です。

#### 【延長保育事業】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育園において通常保育時間を超えて子どもを預かる事業です。

#### 【親子ひろば】

子育て中の親子が気軽に集い、親同士の交流ができる子育て支援拠点として、子育て総合支援センター、児童センターなどで開催しています。市から委託を受けたNPOが、子育て中の親同志の情報交換や仲間づくりを推進しています。

### か 行

#### 【家庭的保育】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、定員が5人以下で家庭的保育者の居宅、又は、その他の場所で家庭的保育者による保育を行う事業です。

#### 【居宅訪問型保育】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業です。

#### 【公認心理師】

公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育等の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、相談、指導等を行う者をいいます。

#### 【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）】

ファミリー・サポート・センターが、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、児童の預かり等援助を行うことを希望する者（援助会員）との橋渡しを行い、相互援助活動等により地域で子育てを助けあう事業です。依頼も援助もする会員（両方会員）もあります。

#### 【子育て応援の日（はぐみんデー）】

毎月19日は、家庭では早めに帰って家事育児に参加、家族で食事、職場では子育て中の部下等が気兼ねなく退社できるよう声かけ、地域では電車等で席を譲るなど子育てを応援する取組の日です。

### 【子育てコーディネーター】

子育ての相談に応じ、幼稚園・保育園などの施設や子育て支援サービスに関する情報提供、関係機関への紹介を行う専門の相談員です。

### 【子育て世代包括支援センター事業】

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する事業です。

### 【子育て総合支援センター】

乳幼児の親子を対象とした遊び、交流、相談や学習などの場を提供し、総合的に子育て家庭を支援する施設で、ファミリー・サポート・センター事業も実施します（愛称：「ぼぼらす」）。

### 【子育て短期支援事業（ショートステイ事業）】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、市が施設に委託して実施します。

### 【子ども・子育て関連3法】

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法）」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関連整備法）」です。

### 【子ども110番の家】

子どもの犯罪被害を未然に防止するため、通学路周辺の民家、コンビニ等の店舗などに依頼し、児童が不安を感じ駆け込んだときに児童を保護するとともに、学校、警察等へ通報してもらう制度です。

### 【個別支援計画】

一人ひとりの子どもの適切な支援を目的として、発育や発達の状況を把握し、関係者（保護者と関係機関の担任や担当者）が協力して、発達の特徴や行動の特性、効果的な関わり方などを記録し、子どもの次のステージに引き継いでいく計画です。

## さ 行

### 【事業所内保育】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、事業所内施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

### 【自己肯定感】

自分のありのままを認める感情で、「自分は大切な存在なんだ」「自分は愛されている」と思える、人が生きていく上で大切な、自分を大事に思う気持ちです。

### 【実費徴収に係る補足給付事業】

低所得者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、日用品、文房具等の購入に要する費用、給食費や行事の参加費用などの一部を補助する事業です。

### 【児童センター】

0歳から18歳までの子どもが遊べる健全育成の拠点施設で、ふれあいプラザ内にあります。

### 【児童発達支援事業所】

日常生活における基本動作の指導、集団生活適応訓練などを実施する通所支援事業所です。

### 【児童発達支援センターやまもも園】

通所している子どもの発達支援や親子支援のほか、地域で暮らす発達支援の必要な児童やその家族への相談や保育所等訪問支援など、必要に応じた地域支援を行います。

### 【市民協働】

市民、地区コミュニティ、町内会、市民活動団体、事業者、市などが、相互に対等な関係で連携し、適切に役割を分担しながら協力しあうことをいいます。

### 【小1プロブレム】

小学校に入学した新1年生が、「集団行動がとれない」、「授業中に座ってられない」、「先生の話聞かない」など、小学校の生活に馴染めない状態が続くことをいいます。

### 【障がい児相談支援事業所】

障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行う事業所です（愛称：「さんぽ」）。

### 【障がい者自立支援協議会】

障がい者への支援体制の整備を図るため、地域の実情に応じた体制整備について協議を行う場です。

### 【小規模保育】

主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、定員が6人以上19人以下で保育を行う事業です。

### 【成長ファイル】

子どもの成長過程で受けた支援の状況記録、個別の支援を要するため関係機関で作成した「個別支援計画」などをはさみ、成長過程における支援情報を継続的につなげていくためのつづりです。

### 【潜在保育士】

勤務経験の有無に関わらず、保育士資格を持ちながら、保育現場に就業していない人をいいます。

## た 行

### 【男女共同参画】

誰もが、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる活動に参加できる機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、その責任を担うことです。

### 【地域子育て支援拠点事業】

地域において、乳幼児及びその保護者が、相互に交流等を促進する拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消や児童の健全な育ちを支援する事業です。

### 【中1ギャップ】

児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態をいいます。

### 【通所支援事業所】

児童発達支援や医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなどを行う事業所をいいます。

### 【出前講座】

特定のテーマについて、市の職員などが講師になり、市民の集まりに出向き行う講座をいいます。

## な 行

### 【虹色ちたっこ相談】

発達相談員、保健師が、保育園、幼稚園に出向き、集団生活の中で心配のある児童の保護者に対し、保育者を交えて相談を行う事業をいいます。幼児発達支援事業ともいいます（各園2回/年）。

### 【乳児家庭全戸訪問事業】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭の親子の心身の状況や養育環境を把握し、相談・助言を行う事業です。保健師、助産師のほか、養成研修を受けた赤ちゃん訪問員が訪問します。

### 【認定こども園】

幼稚園と保育園の両方の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られます。

### 【妊婦健康診査事業】

妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に受診票（補助券）が交付され、医療機関などで受診できます。

## は 行

### 【はぴママ教室】

赤ちゃんが生まれてからの生活を想像しながら、パパとママに大切にしてもらいたいことについて紹介します。初妊婦、配偶者を対象に親子ひろばで行います。

### 【はっぴい育児訪問】

親子ひろばなどの活用に至らない子育て家庭の孤立を防ぐため、訪問員が家庭訪問し、保護者の心の安定が図られるよう指導、助言等を行います。

### 【病児保育事業】

病児・病後児（対象年齢：0歳児（6か月児）から小学校3年生まで）を、病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、一時的に保育等をする事業です。

### 【ファミリー・フレンドリー企業】

男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業をいいます。

### 【フォローアップ親子教室（ぱんだ、こあら）】

子どもへの関わり方が分からないなど、育児に自信が持てない親が、子どもの生活や遊びを通して、人と触れ合う楽しさや親子の愛着を深めるための教室です。

### 【ふれあい・いきいきサロン】

地域の仲間づくり、出会いの場づくりを進めるため、社会福祉協議会が中心となって、家に閉じこもりがちな人々に声をかけ、楽しい憩いのひと時を過ごす場所をいいます。

### 【放課後子ども教室】

小学校の教室などを活用し、放課後の児童に安全・安心な居場所を設けることを目的とした事業です。地域の方の参加、協力を得て、学習・交流活動や体験活動を通して、様々な学習機会を提供します。

### 【放課後子ども総合プラン】

児童の総合的な放課後対策として、小学校の教室等を利用し実施します。地域の人材を活用し、地域の特性を活かして、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的又は連携して実施します。

### 【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

共働き家庭や母子・父子家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日、夏休みなどの学校休業日の昼間に、児童を育成できる方がいない家庭の児童に安全・安心な居場所を提供する事業です。

### 【放課後児童支援員】

保育士等の資格を有する者や2年以上放課後児童健全育成事業等に従事し、市町村長が適当と認められた者であって、都道府県知事等が実施する研修を修了した者をいいます。

### 【母子保健コーディネーター】

妊娠期から出産後の相談に応じ、支援サービスや支援施設などの情報提供、関係機関への紹介を行う専門の相談員です。



## ま 行

### 【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行います。社会福祉の増進に努めるとともに、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援などを行います。

### 【見守り隊】

地域ぐるみで行う防犯活動の一つ。児童下校時間帯にパトロールを実施する団体などをいいます。

## や 行

### 【養育支援訪問事業】

出産直後において育児不安等で支援が特に必要な者への集中的支援のほか、乳児家庭全戸訪問事業や市民からの虐待通報などにより把握した、児童養育に配慮の必要がある家庭を対象に、子育て総合支援センターの保育士を中心に保健センターの保健師と連携して行う訪問による相談事業です。

### 【要経過観察児健康診査（すくすくクリニック）】

発育や発達などに心配のある乳幼児に対して、医師や心理相談員が専門的な助言を行い、適切な時期に医療や関係機関の支援につなげる事業です。

### 【幼児健康診査事後指導教室（くじらの会、らっこの会）】

発達などに心配のある親子に対し、遊びを通して関わり方が学べるよう、助言や情報提供をし、必要な関係機関への紹介などを行う教室です。

### 【要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を行うため、地域の関係機関が情報共有、連携して適切な支援を行うために設置するものです。

## ら 行

### 【利用者支援事業】

子どもや保護者が、教育・保育施設や多様な子育て支援事業を円滑に利用できるよう、希望を把握し、必要な情報提供を行う事業です。

## わ 行

### 【ワーク・ライフ・バランス】

仕事と生活の調和、やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させる考え方です。

◇ 計画策定の経緯

平成 30 年	7 月 10 日	第 1 回子ども・子育て会議
31 年	2 月 15 日	第 2 回子ども・子育て会議
令和元年	6 月 20 日	第 1 回子ども・子育て会議計画策定部会
	7 月 12 日	第 1 回子ども・子育て会議
	9 月 26 日	第 2 回子ども・子育て会議計画策定部会
	10 月 8 日	第 2 回子ども・子育て会議
	10 月 28 日	第 3 回子ども・子育て会議計画策定部会
	11 月 1 日	第 3 回子ども・子育て会議
	11 月 18 日	幹部会議報告
	11 月 21 日	第 2 回保健福祉審議会（諮問）
	12 月 20 日	知多市議会報告 パブリックコメント受付（1 月 24 日まで）
令和 2 年	1 月 28 日	第 4 回子ども・子育て会議計画策定部会
	2 月 3 日	第 4 回子ども・子育て会議
	2 月 13 日	第 3 回保健福祉審議会（答申）
	2 月 17 日	幹部会議審議
	3 月 25 日	知多市議会報告

◇ 知多市保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

所 属 団 体 等	氏 名	備 考
保健医療関係団体を代表する者		
知多郡医師会知多市医師団の代表	竹 内 寧	会 長
知多市歯科医師会の代表	権 田 幸 治	
知多市薬剤師会の代表	今 泉 亮	
知多保健所の代表	竹 原 木綿子	
知多保健所管内栄養士会の代表	早 川 芳 枝	
知多市健康づくり食生活改善推進協議会の代表	西 山 美紗子	
知多市スポーツ推進委員会の代表	木 屋 惠津子	
知多市小中学校校長会の代表	水 谷 正 治	
福祉関係団体を代表する者		
知多市社会福祉協議会の代表	渡 辺 正 敏	副会長
知多市民生委員・児童委員協議会の代表	竹 内 厚 雄	
知多市老人クラブ連合会の代表	竹 内 司 郎	
知多市身体障害者福祉協議会の代表	森 山 宏 樹	
知多市手をつなぐ育成会の代表	村 井 英 子	
あゆみの会家族会の代表	石 井 延 治	
知多市子ども会連絡協議会の代表	加 藤 善 久	
知多市母子寡婦福祉会の代表	市 丸 ミドリ	
知多市ボランティア連絡協議会の代表	新 野 弘 人	
社会福祉施設の代表	岩 堀 良 治	
居宅介護事業者の代表	下 村 一 美	
地域を代表する者		
知多市コミュニティ連絡協議会の代表	岩 見 田 健	

◇ 知多市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

所 属 団 体 等		氏 名	備 考
学識経験者	特定非営利活動法人子育て支援を 考える会 TOKOTOKO 理事長	坂 鏡 子	会 長
知多市コミュニティ 連絡協議会代表	東部コミュニティ会長	徳 永 良 邦	
子ども会代表	知多市子ども会連絡協議会会長	加 藤 善 久	
子育てサークル代表	ちっちゃい子クラブ代表	荒 井 千 枝 子	
子育て支援活動団体 代表	特定非営利活動法人地域ぐるみで 子育て・子育ての会こころん	江野本 有希子	
私立幼稚園代表	長浦聖母幼稚園園長	飯 野 耕 太 郎	
労働者代表	中部電力労働組合知多火力支部 執行委員長	鈴 木 隆 宣	
知多市放課後子ども 総合プラン運営委員会 代表	知多市放課後子ども総合プラン 運営委員会会長	竹 内 徳 得	
民生委員児童委員代表	主任児童委員	平 松 昌 子	
知多市社会福祉協議会 代表	地域福祉課長	河 村 康 英	副会長
知多市小中学校 校長会代表	新田小学校長	梶 野 隆 則	
市の職員	知多市子ども未来部長	小 嶋 京 子	





梅香る わたしたちの緑園都市

## 第2期知多市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月策定

知多市子ども未来部子ども若者支援課

〒478-8601 知多市緑町1番地

電話 0562-36-2656 (直通) F A X 0562-32-1010

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail [kodomo@city.chita.lg.jp](mailto:kodomo@city.chita.lg.jp)